

青梅市いのち支える自殺対策計画【概要版】



改定の趣旨

平成28(2016)年に「自殺対策基本法」が改正され、市町村にも「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。青梅市においては、平成31(2019)年3月に、令和6(2024)年度までの6年間を計画期間とした「青梅市自殺総合対策計画」を策定し、4つの基本施策と4つの重点施策を中心に「生きることへの包括的な支援」を推進してきました。

この度実施する本計画の改定は、政府が推進すべき自殺対策指針として策定した「自殺総合対策大綱」が見直されたことにあわせて、これまでの取組を振り返るとともに、改めて「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえた計画内容に見直すためのものです。これまでの取組を基本としながらも、青梅市の自殺の現状や特徴を踏まえた課題への対応も含め、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な自殺対策を推進していきます。

位置付け

自殺対策基本法第13条第2項の規定にもとづく市町村自殺対策計画に位置付けられ、「第7次青梅市総合長期計画」を上位計画とし、国の大綱や都の計画等を踏まえつつ、関連諸計画との整合性を図ります。

計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

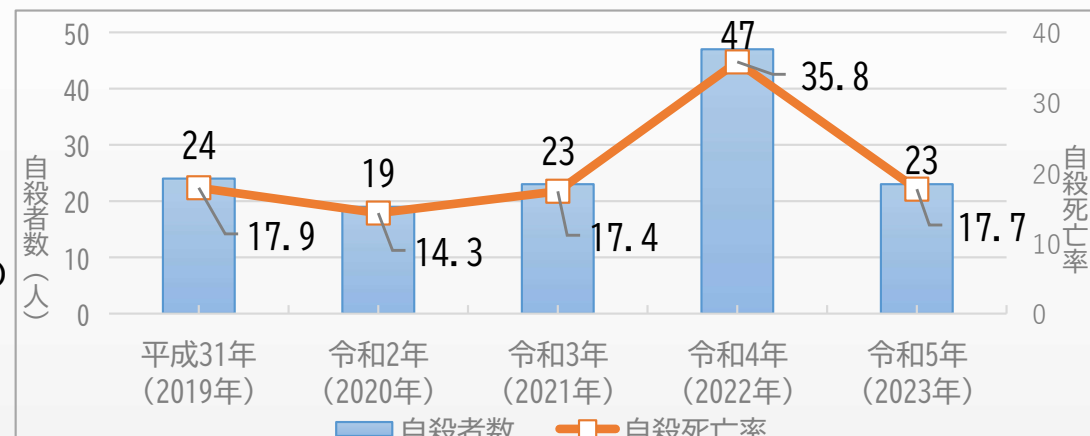
数値目標

自殺死亡率および自殺者数を、令和8(2026)年までに平成27(2015)年と比較して30%以上減少させる。

	平成27(2015)年	令和8(2026)年
自殺死亡率	17.5	12.3以下
自殺者数	24人	16人以下

青梅市の自殺の現状

青梅市の自殺者数および自殺死亡率は、平成31(2019)年から令和3(2021)年までの3年間はほぼ横ばいで推移し、令和4(2022)年に大幅な増加に転じたものの、令和5(2023)年には、増加する前程度の数値まで減少しています。



青梅市における施策

本計画は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」で、すべての区市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と、青梅市の自殺の実態を踏まえて定めた「重点施策」で構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤の取組です。

「重点施策」には、前計画から引き続き「こども・若者に対する支援」「高齢者に対する支援」「無職者・失業者・生活困窮者に対する支援」「自殺手段・ハイリスク地としての対策」を掲げるほか、今回新たに「女性に対する支援」を追加しました。

以上をもとに、全庁一丸となって「生きることの包括的支援」を推進し、自殺対策に取り組んでいきます。

基本施策

- ①地域におけるネットワーク強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援

重点施策

- ①こども・若者に対する支援
- ②高齢者に対する支援
- ③無職者・失業者・生活困窮者に対する支援
- ④自殺手段・ハイリスク地としての対策
- ⑤女性に対する支援